



十一  
十二

利率  
の経過  
払込み  
の利率

年〇・九パーセント  
各募集取扱機関は、払込金額  
に加え、次の算式により算出  
した金額を第十八号に規定す  
る期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{56}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ  
れるものとして振替口座簿  
中の口座に記載又は記録さ  
れるものについては、前記  
の算式により算出した金額  
から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当該  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受けるとして所得  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

十三  
初期利子

平成二十年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.9}{1} \times 1$$

第十四 第二期以後の利息

毎年の六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利息を支払う。

平成二十四年十二月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

十八 払込期日

十七 払場所

十六 元利金支

十五 償還金額

十四 償還期限

十三 償還金額

十二 元利金支

十一 払場所

十 払込期日

平成二十年二月十四日